

最低制限価格等の見直しについて

国が行う工事等の入札において、低入札価格基準における算定項目の算入率の見直しが行われたことを踏まえ、当企業団においても、ダンピング受注の防止を図り工事の品質を確保するとともに工事に必要な経費を適正に反映していくため、最低制限価格等における経費の算入率を見直しました。

1. 見直しの内容

(1) 工事の最低制限価格及び調査基準価格並びに失格基準価格

	算定項目	最低制限価格及び 調査基準価格		失格基準価格	
		見直し後	見直し前	見直し後	見直し前
工 事	直接工事費	10分の9.7	10分の9.5	10分の7.5	同 左
	共通仮設費	10分の9	同 左	10分の7	同 左
	現場管理費	10分の9	同 左	10分の8	同 左
	一般管理費等	10分の5.5	同 左	10分の5.5	同 左

最低制限価格制度取扱要綱第3条第1項に規定する最低制限価格の算定方法並びに低入札価格調査制度取扱要綱第3条第1号に規定する調査基準価格の算定方法を改正するものです。

(2) 計画調査委託の最低制限価格

業種区分	算定項目	最低制限価格	
		見直し後	見直し前
測量業務	直接測量費	100分の100	同 左
	測量調査費	100分の100	同 左
	諸経費	100分の48	100分の45
土木関係の建設コ ンサルタント業務	直接人件費	100分の100	同 左
	直接経費	100分の100	同 左
	その他原価	100分の90	同 左
	一般管理費等	100分の48	100分の45
補償関係コンサル タント業務	直接人件費	100分の100	同 左
	直接経費	100分の100	同 左
	その他原価	100分の90	同 左
	一般管理費等	100分の45	同 左
地質調査業務	直接調査費	100分の100	同 左
	間接経費	100分の90	同 左
	解析等調査業務費	100分の80	同 左
	諸経費	100分の45	同 左

最低制限価格制度取扱要綱第3条第2項及び別表に規定する最低制限価格の算定方法を改正するものです。

2. 実施時期

平成29年5月16日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

以上